

「世界に誇れる環境先進都市・亀岡」を目指して

— 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定 —

京都府亀岡市環境市民部環境政策課

1 レジ袋禁止条例の成立

令和2年（2020年）3月24日。亀岡市は、3月市議会定例会で、世界に誇れる環境先進都市を目指し、その新たな一步を踏み出す一瞬を刻んだ。

「賛成者の起立を求めます。」固唾を飲んで見つめる議場に、議長が採決をとる声が響く。

その後、市議が起立を始め、最終的に賛成者は23名全員。全国初となる「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（以下「レジ袋禁止条例」という。）が全会一致により可決・成立した瞬間である。

翌25日の地元京都新聞には、『東京五輪21年夏に延期』と並ぶトップ記事として、朝刊紙面の1面を飾った。

2 条例制定に至った背景と経緯

(1) 条例制定に向かう源流

私たちのまち亀岡市は、人口88,031人（令和2年（2020年）7月1日現在）、京都市の西隣に位置し、大都市近郊にありながらも、保津川溪谷の大自然の四季を体感できる「保津川下

り」、「嵯峨野トロッコ列車」、京の奥座敷といわれる「湯の花温泉」の三大観光や、京の台所として京野菜や亀岡牛を始めとする質の高い農畜産物を育む、豊かな自然に恵まれている。また、晩秋から初春にかけて、大地の呼吸と表される“丹波霧”に包まれる幻想的な風景をつくり出す、風光明媚なまちであると自負している。

京阪神の大都市近郊にありながら豊かな自然に恵まれた京都府亀岡市



- ・京都駅から快速21分
- ・高速道路網で大阪府・兵庫県と結ばれている。
- ・京都随一の穀倉地帯
- ・人口88,031人（2020.7.1時点）

京野菜の産地「京の台所」亀岡

亀岡市の三大観光
保津川下り、トロッコ列車、湯の花温泉

大地の呼吸である霧は、京野菜をはじめ、質の高い農産物を育てている。

“霧のテラス”から見た丹波霧に包まれる京都府亀岡市

レジ袋禁止条例を制定するに至った背景を説明するには、今から15年以上の時間を振り返る必要がある。そして、川を身近に感じ、また、川に関わる仕事を生業として暮らしてきた人々の存在をなくしては語れない。

平成16年(2004年)、保津川下りの船頭2人が保津川のごみ拾いを始めた。「毎日、船で下る保津川で目の当たりにするプラスチックごみにいたたまれなくなった。」と当時の思いを伺った。しかしながら、拾っても、拾っても雨のたびにプラスチックごみが流されてくる現状に挫折と挑戦が繰り返されることとなる。そして平成19年(2007年)、保津川流域の環境保全に取り組むNPO法人プロジェクト保津川が誕生。趣旨に賛同する市民とともに清掃活動が展開される。これまでに重ねたクリーン作戦は本年7月で131回を数える。

このような市民力が礎となって、平成24年(2012年)には、内陸部の自治体では全国初となる、海洋ごみの発生抑制を考える「海ごみサミット2012 亀岡保津川会議」を開催。さらに平成30年(2018年)12月の「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の発信へとつながっていくのである。

(2) かめおかプラスチックごみゼロ宣言

平成30年(2018年)12月13日、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」(以下「プラごみゼロ宣言」という。)を、亀岡市長と亀岡市議会が共同で発信した。この宣言では、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくりを進め、保津川を始めとする自然景観やアユモドキに代表される多様な川の生態系を守る取組から、深刻化する地球規模の海洋プラスチック汚染問題の解決へとつなげていくこと、更には自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む『世界に誇れる環境先進都市』の実現を

目指している。

この宣言が目指す目標として、次の5つを掲げている。

- ① 市内の店舗でのプラスチック製レジ袋有料化を皮切りにプラスチック製レジ袋提供禁止に踏み切り、エコバッグ持参率100%を目指す取組を進める。
- ② 「保津川から下流へ、そして海にプラスチックごみを流さない。」世界規模の海洋汚染(マイクロプラスチック)問題に立ち上がる意識のつながりを呼び掛ける。
- ③ 当面発生するプラスチックごみについては100%回収し、持続可能な地域内資源循環を目指す。
- ④ 使い捨てプラスチックの使用削減を広く呼びかけ、市内のイベントにおいてもリユース食器や再生可能な素材の食器を使用する。
- ⑤ 市民や事業者の環境に配慮した取組を積極的に支援し、世界最先端の『環境先進都市・亀岡』のブランド力向上を目指す。

1つ目の目標として掲げているプラスチック製レジ袋有料化から提供禁止に踏み切り、エコバッグ持参率100%を目指す取組の具現化を図る政策として進めたのが、レジ袋禁止条例の制定である。使い捨てプラスチックごみゼロを目指す環境政策の象徴である。



「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」(2018年12月13日)の共同発信の様子

(3) プラスチック製レジ袋の有料化

レジ袋禁止条例の制定を目指す過程において、まず取り組みたい、いや、取り組まなければならないと考えたのが「プラスチック製レジ袋の有料化」(以下「レジ袋有料化」という。)である。レジ袋有料化すらできないのに、レジ袋提供禁止を実現するのは困難である。逆に、レジ袋有料化で市民意識を高めるというステップを踏むことで、レジ袋禁止条例へと段階的に移行させる、そのために不可欠な取組であった。そこで、宣言から年が明けた平成31年(2019年)1月から市内の大型スーパー7社やコンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等の大型店舗やチェーン店、商工会議所、商店街連盟等と協議を進め、理解を求めた。

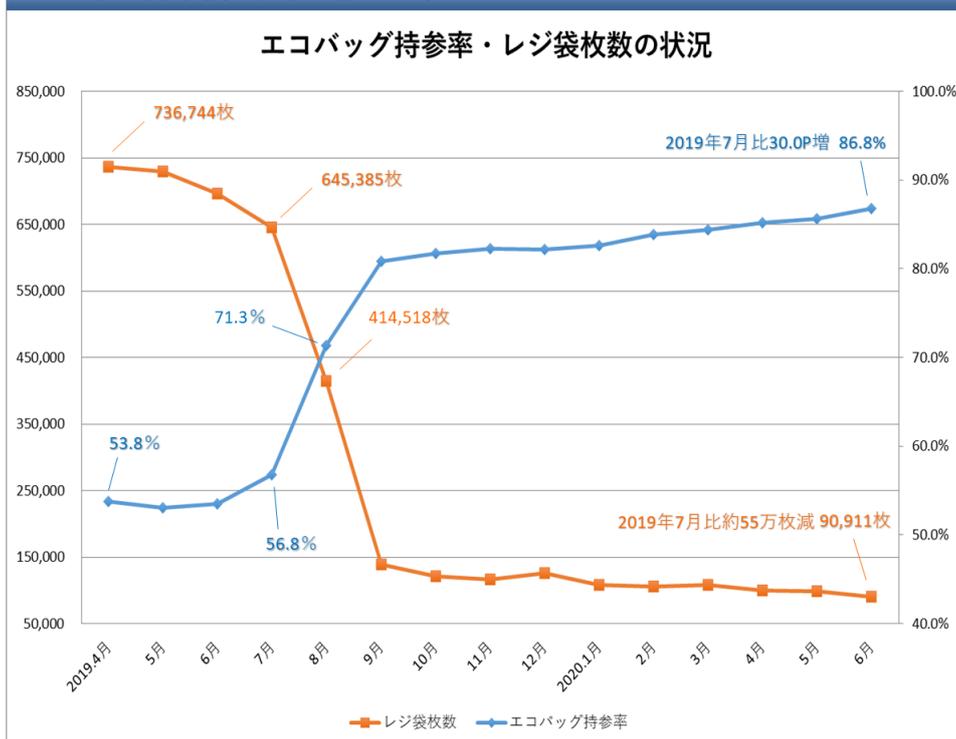
しかしながら、現実的には厳しい道のりであった。その理由は大きく2つ。まず1つ目は、基本的に市内の全店で一斉に有料化を始める必要があったため、2つ目は、事業者から、特にスーパー各社から有料化に際して金額の統一を図ることが求められたためである。

粘り強い交渉を重ねた結果、最終的には、スーパー6事業者・12店舗、商店街連盟・商業協

同組合(賛同店54商店)と協議がまとまり、市内の全店とはいかないまでも、多くの事業者に御理解いただき、有料化に向けた協定を締結するに至った。プラごみゼロ宣言発信後、半年に満たない5月29日のことである。その後、一定の準備期間を設定し、令和元年(2019年)8月20日からレジ袋有料化が始まった。

レジ袋有料化が始まった8月の取組は、20日からの実質12日間であったが、早速、その効果が表れた。有料化協定を締結したスーパー6事業者・12店舗の集計データから、エコバッグの持参率は、7月の56.8%から8月は71.3%(+14.5ポイント)、レジ袋の使用枚数は7月の645,385枚から8月は414,518枚(△230,867枚)となり、市民(消費者)意識の変化の起点となった。令和2年(2020年)6月現在では、エコバッグの持参率が86.8%(2019年7月比+30.0ポイント)、レジ袋の使用枚数は90,911枚(2019年7月比△554,474枚/月、11か月間の累計で△5,570,570枚)となり、事業者及び市民の高い環境意識に支えられながら、大きな成果を示す結果となった。

レジ袋有料化実施後の状況



(4) 世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会

レジ袋禁止条例の制定に向けて、スーパー・コンビニ・商店街等の商業者、観光サービス関連事業者、住民、大学、環境団体、金融機関、NPO、行政機関という多様なステークホルダー（産官学35団体）が対等の立場で議論する協議会を令和元年（2019年）4月11日に設立した。その名も「世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会（以下「協議会」という。）である。当初は誇大な名称と思っていたが、今では、それほど違和感を感じなくなっているところが、少し面白いところである。



「世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会」開催の様子

協議会は、同年9月に条例素案を提示するまで、毎月1回の間隔で6回開催し、集中的に議論を重ねた。コンビニチェーンを代表して参画いただいた日本フランチャイズチェーン協会やスーパー、地元商店との厳しい意見のやり取りはあったが、「消費者の理解が得られれば、レジ袋の禁止は可能ではないか。」という声も出てくるようになり、最終的に全8回の協議を基に条例案を作成、令和2年3月市議会定例会へ議案として提案するに至った。

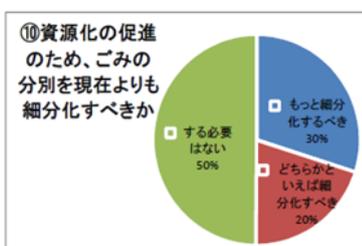
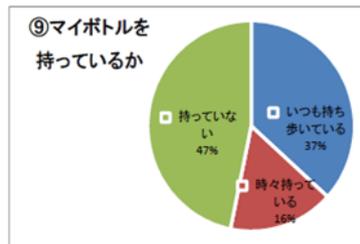
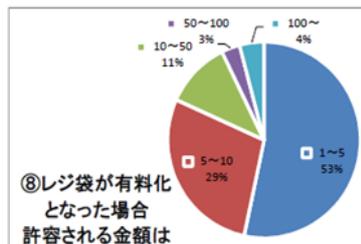
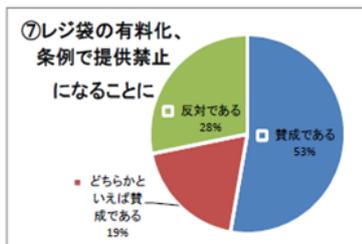
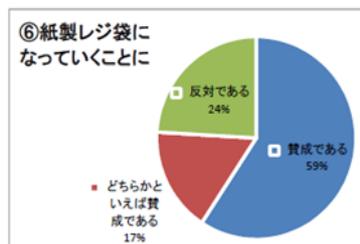
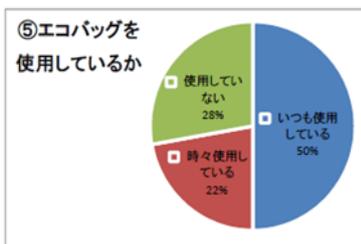
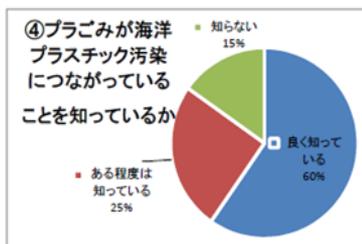
(5) 市民説明会

レジ袋禁止条例を制定するために、最も重要視しなければいけないターゲットは誰か。それ

は、紛れもなく消費者たる市民である。レジ袋は、プラスチックごみの全体量のうち2～3%程度に過ぎないと言われているが、国民1人当たり年間約300枚程度使用するとも言われ、誰もがおよそ1日1枚使用する、最も私たちの生活に密着したプラスチックである。プラスチックの利便性に依存し過ぎた生活を見直すためにも、市民（消費者）の意識変革を政策的に促したいと考えた。それに加え、事業者がレジ袋を提供しないことに懸念を示す大きな要因は、先に述べた協議会でも度々議論となったところであるが、消費者に対するサービスが低下し、顧客が他店や他市に流出することであった。つまり市民にレジ袋の提供禁止が受け入れられ、理解が得られれば、事業者としては、懸念の払拭とコストダウンにつながる。さらに付け加えるならば、それは、環境負荷の軽減につながる三方良しの結果が得られる。

そこで、本市は、令和元年（2019年）10月21日から翌年1月11日までの約2か月半の期間に市内全地域（28会場）で市民説明会を開催し、保津川や世界の海洋で起こっているプラスチック汚染の現状やレジ袋禁止条例の意義、プラごみゼロ宣言が目指す本市のまちづくりの考え方について、膝を突き合わせて説明し、思いの共有を図った。その結果、全ての会場で実施した意識調査では、レジ袋の有料化及び条例で提供禁止になることについて、賛成が72%という結果が得られたところである。いまだに、レジ袋禁止条例について、事業者や市民から否定的な意見を頂くのも事実であるが、世界的な潮流を背景に、使い捨てプラスチック削減に向けた意識が、着実に市民に根付いている、そんな機運の高まりを肌で感じたところである。

市民説明会・講演会等での意識調査 39会場・回答者807名



全体集計

①年齢・性別	男性	女性	10代	92	30代	16	50代	103
	447	394	20代	45	40代	39	60代以上	501
②職業	会社員	自営業	学生	公務員	無職	その他		
	113	49	122	53	334	136		
③住まい	市内	市外	2020.1.11現在					
	679	128						

3 条例の考え方と今後の展望

レジ袋禁止条例の策定に当たっては、基本的に例外を作らないという考え方で進めてきた。また、ごみの削減とエコバッグ持参率 100%が目標である以上、プラスチック製レジ袋が、ただ単に紙や生分解性の袋に代用されることを避けるために、紙や生分解性の袋であっても有料化することとしている。内容のポイントは以下のとおりである。

- 事業者は、事業所においてプラスチック製レジ袋を提供してはならず、紙や生分解性の袋であっても無償提供してはならない。

(注) 生分解性の袋とは、土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで完全に分解されるバイオマスプラスチックの袋を指す。

- ここでいうレジ袋とは、事業所において販売された商品を運搬する袋を指す。なお、商

品棚におけるプラスチック製袋の販売は禁止しない。

- 対象業種は、スーパーやコンビニだけでなく、全業種であり、イベント時の屋台も含む。条例の施行は令和3年(2021年)1月1日からとする。
- 市は、レジ袋禁止に関する市民及び事業者の意識啓発を行う。また、レジ袋禁止による効果を検証するために必要な調査を行う。
- 市は、必要な限度において、事業者に対する指導や助言、立入調査、違反者に対する是正勧告、従わない場合の社名公表ができる。公表に際しては、市長の諮問機関として置かれる審査会が調査・審議する。審査会の設置及び公表措置は、令和3年(2021年)6月1日からの施行とする。
- 市、市民及び事業者は、レジ袋の提供禁止について協力関係を構築する。

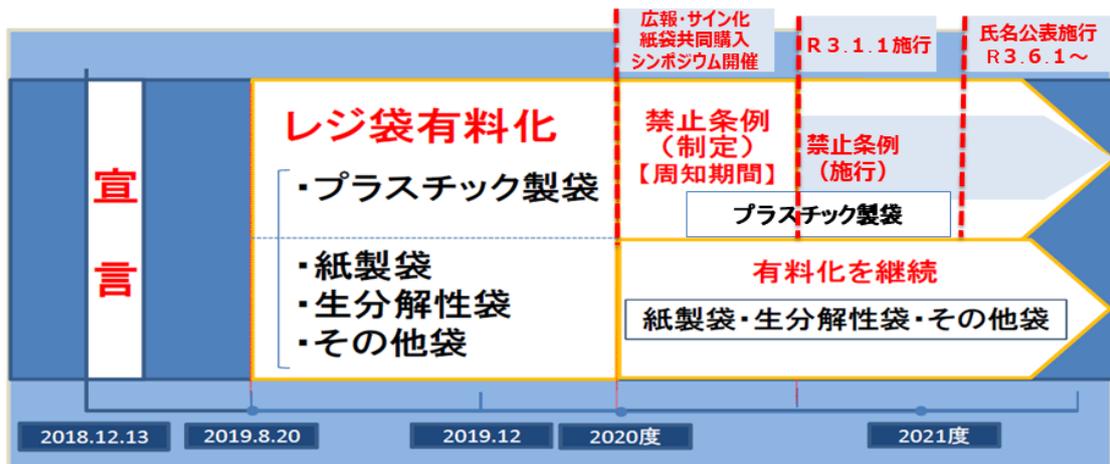
レジ袋の有料化、提供禁止条例について



亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の概要



- ・事業者がプラスチック製レジ袋(生分解性の袋を除く)を提供することを禁止
- ・生分解性の袋であっても無償で提供することを禁止
- ・違反者については、審査会の意見を聞いた上で氏名を公表



亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の対象となる袋の概要

亀岡市提供禁止条例

- 販売された商品を運搬するために消費者に提供されるプラスチック製レジ袋(生分解性の袋を除く)の有償又は無償での提供を禁止 (第5条第1項)



- 生分解性の袋であっても無償での提供を禁止 (第5条第2項)

※生分解性の袋…土壌環境、水環境のいずれでも完全に分解されるバイオマスプラスチック100%の袋及び紙袋並びにこれらと同等以上の新技術により製造される袋で市長が認めるもの。



国の有料化

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋



国の有料化対象外

- 厚さが50μm以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋

これまで、15年以上にわたって多くの関係者にボランティアの清掃活動を続けていただいております。こうした活動を通じて、大事な気付きを与えていただいた。それは、人の善意に頼るだけではプラスチックごみ問題は解決しないとい

うことである。そこで、亀岡市は、条例という社会のルールを作り、レジ袋の提供禁止を起点に、使い捨てプラスチックごみの発生抑制(リデュース)を実践しようとする選択肢を選んだのである。

近い将来、レジ袋禁止条例の目的が社会生活や市民の意識の中に溶け込み、法制化も含め、レジ袋のない生活が当たり前の社会となったとき、この条例を廃止できないか。それが実現し

たとき、本当の意味で世界に誇れる環境先進都市と言えるのかもしれない。こうした社会を、プラごみゼロ宣言の目標である 2030 年までに実現したい。

【参考資料】

レジ袋禁止条例等については、以下のホームページも御参照ください。

◎亀岡市ホームページ

「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」について

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/jyourei1.html>



◎亀岡市ホームページ

かめおかプラスチックごみゼロ宣言について

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/plasticzero.html>



◎公害等調整委員会ホームページ

機関誌「ちょうせい」第 101 号

「レジ袋有料化について」(環境省寄稿)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/101.html>

